

セーフライン運用ガイドライン



一般社団法人セーフインターネット協会
Safer Internet Association

2013年11月11日 初版
2014年 7月17日 改定
2014年 8月14日 改定
2014年 9月24日 改定
2015年 7月10日 改定
2018年 2月 7日 改定
2018年 9月13日 改定

目 次

第1章 本ガイドラインの目的

第1節 セーフラインについて

- (1) セーフライン設置の背景
- (2) セーフラインにおける対応（役割）

第2節 本ガイドラインの目的

第2章 セーフラインからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する依頼

第1節 違法情報に関する対応依頼

第2節 有害情報に関する対応依頼

第3節 依頼の相手方の範囲

第4節 用語の説明

第3章 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

第1節 総論

- (1) 依頼内容
- (2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け
- (3) 適切な判断の確保
- (4) 迅速な対応

第2節 対象とする違法情報の範囲

第3節 違法情報該当性の判断基準

- (1) 判断の対象
- (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

第4節 違法情報該当性の判断手続

第5節 送信防止措置等依頼手続

- (1) 依頼の相手方
- (2) 依頼方法
- (3) 依頼文書の内容
- (4) 書式

第4章 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する有害情報に関する対応依頼

第1節 総論

- (1) 依頼内容
- (2) 有害情報に関する対応依頼の位置付け
- (3) 適切な判断の確保
- (4) 迅速な対応

第2節 対象とする有害情報の範囲

第3節 有害情報該当性の判断基準

第4節 有害情報該当性の判断手続

第5節 対応の依頼手続

- (1) 依頼の相手方
- (2) 依頼方法
- (3) 依頼文書の内容
- (4) 書式

第5章 本ガイドラインの見直し等

<参考書式>

- 1 違法情報に関する送信防止措置等依頼書
- 2 有害情報に関する対応依頼書

<関係条文>

- ・ 刑法
- ・ 民法
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- ・ 売春防止法
- ・ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
- ・ 覚せい剤取締法
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
- ・ 大麻取締法
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法
- ・ 爆発物取締罰則
- ・ クラスタ弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律
- ・ 銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律・ 武器等製造法
- ・ 臓器の移植に関する法律
- ・ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都条例を例として掲載）
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

第1章 本ガイドラインの目的

第1節 セーフラインについて

(1) セーフライン設置の背景

インターネットは、今や我々の経済・社会活動のあらゆる場面で重要な役割を担っている。インターネットの社会への浸透により、革新的な数多くのサービスが生まれ、困難な社会課題に新たな解決策が示され、我々の社会は大きく変革を遂げた。また、「表現の自由」に着目すると、インターネット上の情報の自由な流通は、思想や信条の自由な表現を通じた個人の人格発展のみならず、個人の社会・政治参加の実現にも大きく貢献している。

このような社会変革をもたらしたインターネットは、各国の政府によって管理されるものではなく、一般市民や企業の自制と自助によって成り立ち、維持されているものであり、今後も、情報の自由な流通及び表現の自由を支える社会基盤として、民間の主体的かつ自主的な運営によって発展させていくことが重要である。

他方、インターネット上に溢れる情報の中には、児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となる情報等が存在し、時に深刻な社会問題となってきたことも事実である。

これに対して、日本においては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行ってきたほか、受信側による情報のフィルタリング¹等の対応及びプロバイダや電子掲示板の管理者等による違法・有害情報に対する送信防止措置²等の対応が行われてきた。また、一般財団法人インターネット協会が警察庁から委託を受けるかたちでインターネット・ホットラインセンターが設置され、インターネット利用者から受け付けた違法・有害情報を警察や電子掲示板の管理者等へ通報・連絡する取組が継続されてきた。このような官民の対応は、インターネット上の情報流通の安全を高めることに成果を上げてきたと評価できるものである。

もっとも、社会一般からのインターネット上の違法情報や有害情報に対する不安は、依然として根強いものがある。インターネットが一般市民や企業の幅広い協力の基盤の上に成り立っている事実に鑑みれば、恣意的な情報の削除や表現の自由への萎縮を招かぬよう細心の注意を払いながらも、このような社会の不安に真摯に向き合い対処していくことが、結果として、インターネット上の自由な情報の流通、表現の自由を守ることに繋がると考えられる。

このような認識のもと、民間の主体的かつ自主的な取組として、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への対応依頼等を行うために、セーフラインを設置した。違法・有害情報についての通報受付は、既にインターネット・ホットラインセンターなどによる対応がなされているが、セーフラインは、同センターや関係機関・団体と協力しながら、純粋な民間活動として独自の取組を進め、新たな選択肢を提供することを目指す。また、統計に基づく科学的アプローチ、数値化した効果検証スキームを通じた実効的な対策を立案し実行していくことで、安心してインターネットを使える環境の実現に貢献することを目指す。

¹ インターネット上のウェブサイト等を一定の基準で評価判別し、選択的に閲覧できないようにする機能をいう。

² サーバに蔵置された情報自体の削除や、サーバに蔵置された情報を閲覧できないようにする措置等をいう。

(2) セーフラインにおける対応（役割）

セーフラインにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。

(ア) 警察への情報提供

インターネット上における流通が刑罰法規に違反する疑いがあると「セーフライン」が判断する情報、特定の犯罪に関連する情報（禁制品の販売に関する情報等）その他の犯罪関連情報、自殺関連情報等について、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するために警察に情報提供する³。また、これらの情報提供について統計や分析を公表する。

(イ) プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼

違法・有害情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等の対応を依頼する。

(ウ) 関係機関等への情報提供等

専門的な対応を行っている他の機関・団体において処理することが適当な通報については、当該関係機関・団体に対して情報提供するものとする。例えば、名誉毀損、プライバシー侵害情報のうち重大な人権侵害に当たるものについては法務省人権擁護機関⁴に、知的財産権侵害情報については各権利者団体⁵等に提供することが考えられる。また、ヤミ金融による広告については、金融庁に情報提供することが考えられる。

(エ) フィルタリング事業者に対する情報提供

受信側における情報のフィルタリングによる違法・有害情報対策に資するため、セーフラインにおいて集積した違法・有害情報のデータベースについて、定期的にフィルタリング事業者に対し情報提供することが考えられる。⁶

第2節 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、セーフラインが、インターネット利用者から受け付けた違法・有害情報に対して行う対応のうち、第1節(2)(イ)に記載する「プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。⁷

第2章 セーフラインからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する依頼

第1節 違法情報に関する対応依頼

セーフラインにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている

³ 警察へ通報する情報の範囲と、電子掲示板の管理者等への対応を依頼する情報の範囲は異なる。

⁴ 法務省人権擁護機関とは、各法務局長及び地方法務局長並びに法務省人権擁護局長をいう。

⁵ 例えば、著作権侵害については、一般社団法人日本音楽著作権協会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人日本レコード協会等、商標権侵害については、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン等がある。

⁶ インターネット上には青少年の健全育成を害する情報（青少年にのみ有害なものに限る。以下同じ。）も流通しており、セーフラインにこの種の情報に関する通報がなされることが想定される場所である。インターネット上の青少年の健全育成を害する情報については、一律に削除等の対応を行うことよりも、むしろ、青少年の発達段階に応じたアクセスコントロールがなされることが必要であり、その手段としてはフィルタリングが有効である。

⁷ 本ガイドラインは、セーフラインから警察への通報に関する基準等を規定するものではない。

電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

第2節 有害情報に関する対応依頼

有害情報であるとセーフラインにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。

第3節 依頼の相手方の範囲

セーフラインから違法・有害情報に関する対応を依頼する相手方は、セーフラインインターネット協会の会員、及び賛助会員のみならず、非会員のプロバイダや電子掲示板の管理者等も対象とする。

第4節 用語の説明

① プロバイダ

インターネット接続サービスを提供するインターネットサービスプロバイダ⁸をいう。

② 電子掲示板

サーバに掲載情報を蓄積し、不特定又は多数の者が閲覧できる状態にするとともに、不特定又は多数の者が文字情報、画像情報等をアップロードできるようにしているシステムをいう。⁹

③ 電子掲示板の管理者

電子掲示板の管理権限を有する者をいう。

④ サーバの管理者

サーバの管理権限を有する者をいう。

⑤ 電子掲示板の管理者等

電子掲示板の管理者及びサーバの管理者をいう。

⑥ インターネット上の流通

電子掲示板、ウェブサイト等の不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報の流通をいう。

⑦ 違法情報

インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。

⑧ 有害情報

違法情報ではないが、違法行為を引き起こすおそれがある情報、又は極めて重大な問題情報として広く認知されている情報として、本ガイドラインで限定的に定義された情報をいう。

⁸ インターネットへの接続サービスの提供を行う者が、サーバのホスティング等も行っている場合であって、当該サーバの管理権限を有する場合には、当該ホスティングサービスに関しては「サーバの管理者」に分類されることになる。同様に、インターネット接続サービスの提供を行う者が、電子掲示板を運営している場合であって、当該電子掲示板の管理権限を有する場合には、当該電子掲示板サービスに関しては「電子掲示板の管理者」に分類されることになる。

⁹ 一部のブログや SNS 等を含む。

第3章 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

第1節 総論

(1) 依頼内容

セーフラインにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。

(2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け

プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等がセーフラインによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダや電子掲示板の管理者等が、セーフラインの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるセーフラインと、依頼を受けるプロバイダや電子掲示板の管理者等との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(3) 適切な判断の確保

セーフラインによる適切な違法情報該当性の判断を確保するためには、セーフラインにおいて明確な判断基準に基づいて適切な手続により違法情報該当性の判断が行われることが必要である。

(4) 迅速な対応

適切な判断を確保するとともに、違法情報の伝播を最小限に留めるためには、警察、プロバイダや電子掲示板の管理者等に迅速に問題が生じていることを知らせ、対応を促すことが重要である。

第2節 対象とする違法情報の範囲

セーフラインからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、セーフラインにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

セーフラインにおいては、基本的に、刑罰法規に違反する情報（名誉毀損を除く）を対象とする。すでに述べたとおり、刑罰法規に違反する情報について警察への情報提供・掲示板管理者等への対応依頼等を行う存在として、インターネット・ホットラインセンターが存在する。しかしながら、①刑罰法規に違反する情報は、インターネット上の違法情報の中でも放置されることによる問題性が最も大きいものであること、また、②セーフラインにおいては、純粋な民間の自主的取組としての独自の柔軟な対応ができると考えられることから、セーフラインとインターネット・ホットラインセンターの対象情報の範囲に一部重複があったとしても、それぞれの活動に独自の意義があ

ると考えられる。

他方で、知的財産権侵害をはじめとする権利侵害情報一般については、他の関係団体による対応が相当程度行われていることから、原則としてセーフラインの対象とはしない。ただし、その時々
の社会問題として大きく取り上げられているものについては、権利侵害情報であっても特別にこれ
をセーフラインの対象とすることとする。権利侵害の有無や被害者救済の観点に限れば、対象情報
が社会問題として取り上げられているか否かは、本来、考慮要素とはならない。もっとも、深刻な
社会問題を引き起こすような情報は、時として、当該情報の対策を検討するにあたって、社会全体
での冷静な対策の検討を困難にし、過度に表現の自由を制約する規制の導入につながる場合もあ
る。セーフラインの目的は、違法情報・有害情報への対応を通じて、インターネット上の表現の自
由を守ることにもあることから、権利侵害情報の中でも特に社会問題として大きく取り上げられて
いるものについては、例外的に対象とすることとする。

具体的な対象情報の範囲は以下のとおり。

【違法な性表現・性行為に関連する情報】

- ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（刑法第175条第1項）
- ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法¹⁰第7条第6項）
- ③ 売春目的等の誘引（売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号）
- ④ 出会い系サイト規制法¹¹違反の禁止誘引行為（同法第6条）

【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）
の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法¹²第9条）
- ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び
第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）
- ⑦ 指定薬物の広告（医薬品医療機器等法第76条の5）
- ⑧ 未承認医薬品の広告（医薬品医療機器等法第68条）
- ⑨ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品
（以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。）の広告（医薬品医療機器等法第76条
の6の2第1項）

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法¹³第27条第4項）
- ⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法¹⁴第23条）

【不正アクセス関連情報】

¹⁰ 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」である。

¹¹ 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」である。

¹² 正式名称は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」である。

¹³ 正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」である。

¹⁴ 正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」である。

⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法¹⁵第7条第1号）

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）

【特に社会問題化している又はそのおそれのある違法情報（権利侵害情報を含む）】

⑭ 児童を対象としたいじめに係る画像等（刑法第230条、民法第710条及び第723条）

⑮ 「リベンジポルノ」画像等（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第2条及び第3条）

第3節 違法情報該当性の判断基準

（1）判断の対象

第2節に掲げる①から⑭までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。

（2）構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

次のア及びイを満たす場合には、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア わいせつ性が認められる場合

（ア）性器が明確に確認できる画像又は映像（以下「画像等」という。）、又は

（イ）性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等

ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

② 児童ポルノ¹⁶公然陳列

次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 児童（18歳未満）に該当する場合

（ア）画像等に描写されている対象者の外見（例：陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない）から明らかに18歳未満と認められる場合、又は

（イ）画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する

¹⁵ 正式名称は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」である。

¹⁶ 本ガイドラインにおける「児童ポルノ」とは、児童ポルノ法第2条の定義と同じく、実在する児童の姿態を描写したものであり、「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノには該当しない。

情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合

イ 児童ポルノに該当する場合

- (ア) 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為¹⁷が描写されている画像等、
- (イ) 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)、又は
- (ウ) 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され、又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)

ウ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

③ 売春目的等の誘引

次のア又はイのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、売春目的等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 売春目的の誘引

- (ア) 「ゴムあり本番、60分3万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること
- (イ) 「メールください、都内で会える人」等、売春の相手方となるよう誘引している趣旨が窺われること

イ 売春周旋目的の誘引

- (ア) 「ゴムあり本番、90分5万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること
- (イ) 「女の子多数、チェンジあり」等の周旋目的の誘引であることを意味する表現が記載されていること、その他周旋目的の誘引である趣旨が窺われること

④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

- 面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者を対象としていること
- 異性交際に関する情報を電子掲示板に掲載していること

¹⁷ 性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。以下同じ。

- 当該情報を閲覧した異性交際希望者が、情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等により1対1の連絡ができること
- ア 性交等¹⁸の誘引（法第6条第1号及び第2号関係）
 - （ア）具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること
 - （イ）「Hしたい」、「口で」、「手で」等の性交等を求める表現が記載されていること
- イ 対償の供与等を示した異性交際¹⁹の誘引（法第6条第3号及び第4号関係）
 - （ア）具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること
 - （イ）「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること
 - （ウ）具体的な金額の提示、「援助してあげる（ほしい）」、「お小遣いあげる（ほしい）」等の対償を供与する又は受けることを意味する表現が記載されていること
- ウ 異性交際の誘引（法第6条第5号関係）²⁰
 - （ア）具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること
 - （イ）「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為

次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

- （ア）「覚せい剤」、「MDMA」、「大麻」等の表現が記載されている場合、又は
- （イ）「S」、「罰」、「93」等一般的に規制薬物名の隠語として用いられている表現が記載されており、かつ、当該表現が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合

イ あおり、又は唆しに該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合

例)

- 密売人から規制薬物を購入する方法や注意点の記載

¹⁸ 性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、本類型においては同性愛行為を含まない。

¹⁹ 性交等を除く。

²⁰ ア又はイに該当するものを除く。

- 規制薬物の使用、製造、栽培方法の記載
- 規制薬物の使用量、品質の見分け方、値段、注意点、効用の記載
- 規制薬物を販売する内容及びその連絡先の電話番号、メールアドレス等の記載
- 規制薬物の効果をうたい、「一緒に気持ちよくなりませんか」等の表現での誘引
- 大麻種子を10粒・数千円～数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に関連情報（それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い）も併せて掲載

⑥ 規制薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

⑤アに同じ。

イ 広告に該当する場合

(ア) 覚せい剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ

(イ) 医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること

⑦ 指定薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物に該当する場合

(ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は

(イ) 指定薬物の検出例のある物品名（「RUSH miracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

(ア) 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品（物品）名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ

(イ) 医薬関係者等や指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものでないことが明らかであること

⑧ 未承認医薬品の広告²¹

医薬品医療機器等法の規定に基づき医薬品として承認等を得ていない物品について、次のア及びイを満たす場合には、未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。なお、海外の規制当局により品質等が確認された物品についても、医薬品医療機器等法の規定に基づき、わが国において医薬品として承認等を得ていない物品は、未承認医薬品である。

ア 医薬品に該当する場合

- (ア) 日本薬局方に収められている場合、又は
- (イ) 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの場合、又は
- (ウ) 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でない場合

イ 広告に該当する場合

- (ア) 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、かつ
- (イ) 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、かつ
- (ウ) 一般人が認知できる状態であること

⑨ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品（以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。）の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合

厚生労働省の告示（医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項）により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかである場合

イ 広告に該当する場合

対象となっている物品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために物品名、サービス、値段、取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしている場合

⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載さ

²¹ 対象となる製品が医薬品として承認等を得ているか又は医薬品に該当するかの判断が難しい場合には、厚生労働省に確認を取ることとし、明確に未承認医薬品と判断できるもののみを取り扱うこととする。

れ、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること

- イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

次の共通の要件、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、携帯電話等²²の無断有償譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

- 「携帯」、「PHS」、「プリペ」、「飛ばし」、「シム」、「SIM」、「カード」、「チップ」等、携帯電話等を意味する表現が記載され、又は携帯電話等の画像等が掲載されていること

ア 無断有償譲渡等の勧誘・誘引（法第20条第1項及び第2項関係）

- (ア) 「名義変更をせずに」、「足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること、その他承諾を得ない趣旨が窺われること
- (イ) 「高額」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- (ウ) 「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
- (エ) 譲渡等が業としてされていることが窺われること

イ 他人名義の携帯電話等の譲渡等の勧誘・誘引（法第21条第1項及び第2項関係）

- (ア) 「足のつかない」、「他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること
- (イ) 「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

ウ 匿名貸与契約の勧誘・誘引（法第22条第1項関係）

- (ア) 「身分確認不要」、「本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること
- (イ) 「高値」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- (ウ) 「貸します」、「レンタルします」等の貸与の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
- (エ) 勧誘・誘引が貸与業者によりなされていることが窺われること

⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為

次のア及びイを満たす場合には、ID・パスワード等の入力を不正に要求する行為（フィ

²² PHSや、いわゆるSIMカードを含むが、いわゆる白ロムや、データ通信カードは含まれない。

ッシング行為をいう。)の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア アクセス管理者へのなりすまし等が認められる場合

(ア)他人が、実在する企業等アクセス管理者の名称やロゴを用いている場合のほか、これと紛らわしい名称やロゴを用いている場合、又は

(イ)そのような名称やロゴが表示されていない場合であっても、表示全体のレイアウトや色遣い等のデザイン等から、通常それを見た人が、アクセス管理者のサイトであると誤認させるウェブサイトと認められる場合

イ ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当する場合

ID及びパスワードを入力するための入力フォームが設けられている場合は、ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当すると判断する。

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為

次のアからウまでを満たす場合には、不正アクセス行為を助長する行為（他人の識別符号の提供行為）の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 「他人の」に該当する場合

「他人の」「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者が提供していることを意味する表現が記載されている場合は、「他人の」に該当すると判断する。

イ 識別符号の提供に該当する場合

(ア)メールアドレスと思料される@が含まれる文字列やアルファベット、数字、記号を組み合わせた半角英数字の文字列である等、ID・パスワードとして一般的に用いられている文字列傾向の属性を有しており、かつ

(イ)電子掲示板、ウェブサイト等に掲載された記述その他の情報から総合的に判断して、識別符号に当たるものである旨を示唆している情報が記載されている場合

ウ 提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に識別符号が掲載されている場合には、提供されていると判断する。

ただし、前記アからウまでの記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

⑭ 児童²³を対象としたいじめに係る画像等

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかを満たす場合には、名誉毀損に当たる、児童を対象としたいじめに係る違法な画像・書き込み等に該当すると判断できる。

セーフラインによる判断に適したものに限定する観点から、公共性がないことが明らかであるか又は公益目的の表現でないことが明らかであることを要するが、アからウまでのいずれかに該当するものは、通常、公共性がないことおよび公益目的の表現でないことが明らかである

²³ ここでは、児童ポルノ等における児童（18歳未満）とは異なり、小中高校の就学児童である可能性が高い者をいう。

と考えられる。

(共通の要件)

- 児童の顔や全体像が本人を特定できる程度にはっきりと撮影されている画像等が掲載されていること
- 原則として、児童本人又はその親権者から通報を受けること
- 公然陳列に該当する場合
 - 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に、情報が掲載されていること
- ア 児童が侮蔑的な言葉を浴びせられている画像等
- イ 児童が暴力を振るわれている画像等
- ウ 児童が金品を渡す、衣服の全部又は一部を脱ぐ、排泄物を触るなど、一般的に嫌悪感、抵抗感を強く抱くと想定される行為を行っている画像等

⑮ 「リベンジポルノ」画像等

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかを満たす場合には、私事性的画像記録の提供の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

- 撮影対象者の名前が画像等に併記されていること又は撮影対象者の顔や全体像が本人を特定できる程度にはっきりと撮影されている画像等が掲載されていること
- 撮影対象者本人から通報を受けること
- 撮影対象者本人の意思に基づいてアップロードされたことを疑うべき積極的事情がないこと
- 公然陳列に該当すること
 - 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に、情報が掲載されていること
- ア 撮影対象者の性交又は性交類似行為に係る姿態が描写されている画像等
- イ 他人が撮影対象者の性器等を触る行為又は撮影対象者が他人の性器等を触る行為に係る姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ウ 撮影対象者が衣服の全部又は一部を着けられない姿態が描写されている画像等で、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第4節 違法情報該当性の判断手続

セーフラインにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

また、違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断す

る²⁴。ただし、セーフラインの対象とする有害情報に当たると判断することができる場合には、有害情報としての対応を行うことも考えられる。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

第5節 送信防止措置等依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア 電子掲示板又はウェブサイトの管理者が特定できる場合

事前に窓口を特定した上で、当該電子掲示板又はウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ 電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者が特定できない場合、又は、電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合

電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者²⁵に対して依頼を行う。²⁶

(2) 依頼方法

セーフラインからの依頼は、依頼先がセーフインターネット協会会員の場合は、事前に合意した専用の依頼手続を通して行う。依頼先が非会員の場合は、電子掲示板又はウェブサイト内において独自の依頼方法があれば、合理的な範囲内で、その方法に従って行う。依頼方法が明確でない場合は、電子メールにて削除対応依頼書を添付した形で送付を行う。

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を行うことを依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

イ 違法情報該当性の判断

セーフラインにおいて、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことに関し、①違反している法令の名称及び該当条文（禁止規定等）及び②対象情報の流通が当該法令上の構成要件に該当すると判断した理由が示されていること

²⁴ 医師への相談は、②「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

²⁵ 脚注8参照

²⁶ 電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

(4) 書式

別添参考書式1を参照。

第4章 プロバイダや電子掲示板管理者等に対する有害情報に関する対応依頼

第1節 総論

(1) 依頼内容

有害情報であるとセーフラインにおいて判断した情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

(2) 有害情報に関する対応依頼の位置付け

セーフラインから有害情報に関する対応依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等は、セーフラインにおいて有害情報に該当すると判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、セーフラインにおける有害情報該当性の判断は、プロバイダや電子掲示板の管理者等の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

(3) 適切な判断の確保

セーフラインにおける有害情報該当性の判断が適切に行われているといえるためには、有害情報該当性の判断が、一定の判断基準に基づいて適切な手続により行われることが重要である。

(4) 迅速な対応

適切な判断を確保するとともに、有害情報の伝播を最小限に留めるためには、当該サイト管理者に迅速に問題が生じていることを知らせ、迅速な対応を促すことが重要である。

第2節 対象とする有害情報の範囲

セーフラインからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する有害情報の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している情報であって、セーフラインにおいて適切かつ円滑に、有害情報を判断することができるものを対象とすることが適当である。

そこで、近年、インターネット上における情報の流通を契機として現実の社会において違法行為が発生した事例や深刻な社会問題となった事例等を踏まえ、表現の自由等と公共の福祉とのバランスに配慮し、セーフラインにおいて対象とする有害情報については、以下の①、②及び④のような違法行為を引き起こすおそれがある情報に加えて、③、⑤、⑥及び⑦のように極めて重大な問題情報として広く認知されている情報を対象とすることが適当である。

なお、これらセーフラインが定義する「有害情報」の範囲については、表現の自由の観点から、そのあてはめにおいても、可能な限り限定的な運用が行われる必要がある。また、その運用の適切さについては、継続的な検証を行う必要がある。

- ① 情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公

文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

- ② 第3章第2節に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- ③ 危険ドラッグ(脱法ドラッグや合法ハーブ等と称される薬物)の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報
- ④ 自殺誘引等情報
- ⑤ 児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報
- ⑥ 遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等
- ⑦ 望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等

第3節 有害情報該当性の判断基準

有害情報としては、次のようなものが挙げられる。

- ① **情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報**

違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。

なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

ア けん銃等の譲渡等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「けん銃」、「チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載され、又は外見上けん銃等であることが窺われる物の画像等が掲載されていること

(イ)「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

イ 爆発物、銃砲弾又は銃砲の製造

爆発物や銃砲弾の製造方法、又は3Dプリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データが記載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(性能、使用目的等)から、爆発物、銃砲弾又は銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、有害情報に該当すると判断することができる。

ウ わいせつ物等の頒布

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、わいせつ物又はわいせつな電磁的記録(以下「わいせつ物等」という。)の頒布を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮する

ものとする。

(ア)「性器無修正DVD」、「性器無修正動画像データ」等のわいせつ物等を意味する表現が記載されていること

(イ)「売ります」、「送ります」等の頒布の誘引等を意味する表現が記載されていること

エ 児童ポルノの提供

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、児童ポルノの提供を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、年齢、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮するものとする。

(ア)「11歳の子とのセックス」等の児童ポルノを意味する表現が記載されていること

(イ)「売ります」、「郵送します」等の提供の誘引等を意味する表現が記載されていること

オ 公文書偽造

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、公文書偽造を直接的かつ明示的に請負等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、品質、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「運転免許証」、「健康保険被保険者証」等の公文書を意味する表現が記載されていること

(イ)「作成する」、「準備する」、「用意する」等の偽造の請負等を意味する表現が記載されていること

カ 殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」、「怪我させる」、「脅す」、「脅し取る」等の殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること

(イ)「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

キ 偽造通貨の交付・取得

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、偽造通貨の交付又は取得を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、品質、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

る。

(ア)「1万円」、「諭吉」等の通貨を意味する表現が記載されていること

(イ)「偽造」、「本物に近い」等の偽造を意味する表現が記載されていること

(ウ)「売ります」、「買います」等の交付や取得の誘引等を意味する表現が記載されていること

ク 臓器売買

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、対象物、支払方法、取引方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること

(イ)「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

ケ 人身売買

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、人身売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、内容、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「女」、「男」等の人を意味する表現が記載されていること

(イ)「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

コ 硫化水素ガスの製造

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されてはいないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引し、身体の健康を害し、最悪の場合命を失う結果を多数招来していることから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を引き起こす危険性が極めて高い。

したがって、次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、硫化水素ガスの製造を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

ただし、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるものは該当しない。

なお、当該判断の際には、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

(ア)硫化水素ガスの製造方法を意味する表現が記載されていること

(イ)「(確実に死ねますから、)是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていること

サ 痴漢行為

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、痴漢行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、時間、場所等の情報を考慮するものとする。

(ア)「痴漢する」、「お尻を触る」等の痴漢行為を意味する表現が記載されていること

(イ)人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されていること

- a 「(〇〇線の車内で、)一緒に触りましょう」等人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されていること、又は
- b 「触ってあげて」、「(私を)触って下さい」²⁷等人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されており、かつ、容姿、服装等により対象者が特定されていること

シ 不正アクセス

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、他人の識別符号を不正に取得する行為又は不正アクセス行為を助長する行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、判断の際には、対価、支払方法、提供・取得方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「他人の」に該当する場合

「他人の」、「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者が提供していることを意味する表現が記載されていること

(イ)識別符号に該当する場合

明らかに「ID、パスワード」等の「識別符号」を意味する表現が記載されていること

(ウ)取得・提供に該当する場合

「売ります」、「買います」、「送ります」等の不正取得又は不正アクセス行為の助長を誘引等する表現が記載されていること

ただし、前記(ア)から(ウ)までの記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

ス 児童を対象とした性風俗関連特殊営業を周旋する行為

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、児童を対象に性風俗関連特殊営業を周旋する行為として、有害情報に該当すると判断することができる。

(ア)「JS」、「JC」、「JK」、「少女」、「少年」等の未成年を意味する表現が記載されていること

(イ)「募集」、「応募」、「高収入アルバイト」等の求人を意味する表現が記載されていること

(ウ)「デリヘル」、「オナクラ」、「イメクラ」、「お水」、「特別なテクニックは不要」等の風俗を意味する表現が記載されていること

²⁷ 「(私を)触って下さい」のような書き込みは、なりすましによる当該書き込みにより対象者(被害者)への痴漢行為につながる危険性が高いこと、また、たとえ本人の同意があるとみられるような書き込みであっても、公共の場所における当該行為に起因する周囲への痴漢行為や人違いによる痴漢被害が発生する危険性が高いことから、「情報自体から、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」に該当すると考えられる。

② 第3章第2節に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3章第2節に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア 児童ポルノ公然陳列

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト等に掲載されている場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトや電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、児童ポルノ公然陳列に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報に該当すると判断することができる。

（ア）対象者の性交又は性交類似行為が描写されている画像等

（イ）他人が対象者の性器等を触る行為又は対象者が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの（性器等にマスク処理が施されているものも含む。）

（ウ）衣服の全部又は一部を着けない対象者の姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの（性器等にマスク処理が施されているものも含む。）

イ 規制薬物の広告

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、ウェブサイトや電子掲示板に掲載されている情報等から、対象となっている商品が規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻）である可能性が高いと認められるときは、規制薬物の広告に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報に該当すると判断することができる。

（ア）対象となっている商品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

（イ）医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること

ウ 不正アクセス行為を助長する行為

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている情報等から、提供対象となっている情報が識別符号である可能性が高いと認められるときは、不正アクセス行為を助長する行為に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報に該当すると判断することができる。

（ア）「他人」に該当する場合

「他人の」「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用者以外のものであることを意味する表現が記載されていること

（イ）提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されていること

ただし、（ア）及び（イ）の記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記

載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

エ 私事性的画像記録の公表

次の共通の要件のすべて、及び（ア）から（ウ）までのいずれかを満たす場合（ただし、第3章第3節(2)⑮「リベンジポルノ画像等」に該当する場合を除く）には、私事性的画像記録の公表に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報に該当すると判断することができる。

（共通の要件）

- 撮影対象者の名前が画像等に併記されていることもしくは撮影対象者の顔や全体像が第三者から本人を特定できる程度にはっきりと撮影されている画像等が掲載されていること、又は、本人を特定できるとは言えないまでも、申告内容等から判断して本人であることが相当程度認められること（顔等にマスク処理が施されているものも含む）
- 撮影対象者本人または対象者に近い親族、友人、知人から申告があること
- 撮影対象者本人の意思に基づいてアップロードされたことを疑うべき積極的事情がないこと
- 公然陳列に該当すること
不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されていること

（ア）撮影対象者の性交又は性交類似行為に係る姿態が描写されている画像等

（イ）他人が撮影対象者の性器等を触る行為又は撮影対象者が他人の性器等を触る行為に係る姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（ウ）撮影対象者が衣服の全部又は一部を着けない姿態が描写されている画像等で、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

③ 危険ドラッグ（脱法ドラッグや合法ハーブ等と称される薬物）の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報

次のア及びイを満たす場合又は次の共通の要件のすべて、及び（ア）から（ウ）までのいずれかを満たす場合には、危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報として、有害情報に該当すると判断することができる。

ア 「合法ハーブ」、「合法パウダー」、「合法アロマリキッド」等の危険ドラッグを指す蓋然性が極めて高い隠語表現が記載されていること

イ 「売ります」、「通販します」、「デリバリーを行っています」等の販売又は譲渡を請負、仲介を示唆する表現が記載されていること

（共通の要件）

- 「ハーブ」、「アロマリキッド」、「お香」、「フレグランスパウダー」等の危険ドラッグを意味する可能性のある隠語表現が記載されていること
- 「売ります」、「通販します」、「デリバリーを行っています」等の販売又は譲渡を

請負、仲介を示唆する表現が記載されていること

- (ア)「吸引目的の販売はお断りします」、「人体への摂取はお断りします」等の人体への摂取・吸引等を禁止するような表現が殊更に強調して記載されていること
- (イ)対象物と共にパイプ、巻紙等の吸引具を販売しており、摂取・吸引等を誘引する意図が明確であること
- (ウ)「鳥取県への発送はできません」、「鳥取、石川、和歌山以外の全国へ発送」等条例で危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等を禁止している自治体への発送を拒否していることから自身の扱う物品が危険ドラッグであると認識していることが明確であること

④ 自殺誘引等情報

次のア又はイを満たす場合には、他人の自殺を助長するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断するものとする。

ア 自殺関与

不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること

イ 自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等）

「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること

⑤ 児童²⁸を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報

次のアからウまでを満たす場合には、いじめ行為を生じる危険のある勧誘、誘引行為であり、有害情報に該当すると判断することができる。

ア 原則として、児童本人又はその親権者から通報を受けること

イ 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に、情報が掲載されていること

ウ 「いじめようぜ」、「殴ってやる」、「みんなが無視しよう」等、特定の児童に対するいじめ行為を勧誘、誘引する表現が記載されていること

⑥ 遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等

次のアからウまでを満たす場合には、遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等であり、有害情報に該当すると判断することができる。

セーフラインによる判断に適したものに限定する観点から、遺族の感情を考慮してもなお画

²⁸ ここでは、児童ポルノ等における児童（18歳未満）とは異なり、小中高校の就学児童である可能性が高い者をいう。

像等の掲載が優先されるほどに掲載サイトの内容の公共性が高い又は公益目的であることが明らかである場合は、この限りではない。また、動物の遺体や動物に対する殺害行為の画像等は対象としない。

- ア 対象となる画像等に写っている人物が死亡した本人でないことを疑うべき積極的事情がないこと
- イ 原則として、遺族²⁹から通報を受けること
- ウ 「自殺」、「他殺」、「事故死」、「病死」等の状況を映した画像等が映されていること

⑦ 望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等

次のア及びイを満たす場合には、意図せず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等であり、有害情報に該当すると判断することができる。

セーフラインによる判断に適したものに限定する観点から、公共性がないことが明らかである又は公益目的の表現でないことが明らかであることを要する。例えば、戦争、テロ、事件、事故又は病気等の悲惨さを訴える文章が併記された画像等は対象としない。また、ドキュメンタリー映像、映画、ドラマ、CG又は研究目的等の画像等も対象としないほか、画像等を開く前に注意書きが付されているなど閲覧者が望まず閲覧することを防止する措置が取られている画像等は対象としない。動物の遺体や動物に対する殺害行為の画像等も対象としない。

- ア 「自殺」、「他殺」、「事故死」、「病死」等の状況を映した画像等が映されていること
- イ 「胴体から首が離れている」、「内臓が飛び散っている」、「全身が血まみれになっている」、「顔が判別できないほど潰れている」、「腐敗等で遺体が激しく損傷している」等の凄惨な遺体や殺害行為の画像等が映されていること

第4節 有害情報該当性の判断手続

セーフラインにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、有害情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

有害情報該当性の判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する。³⁰ また、セーフラインからの依頼に応じてプロバイダや電子掲示板の管理者等が有害情報に対応することによって、通報者等に対する追加的な権利侵害が生じることが懸念される場合には、必要に応じて、専門的な対応を行っている関係機関・団体に相談した上で、対応依頼を行うこととする。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

²⁹ 遺族とは、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を指す。

³⁰ 医師への相談は、①エ「児童ポルノの提供」及び②ア「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

第5節 対応の依頼手続

(1) 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第3章第5節（1））と同じ。

(2) 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第3章第5節（2））と同じ。

(3) 依頼文書の内容

対象情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく自主的な対応を依頼する。具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

イ 有害情報該当性の判断

セーフラインにおいて、有害情報に該当すると判断したことに関し、①分類の種別及び②対象情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること

(4) 書式

別添参考書式2を参照。

第5章 本ガイドラインの見直し等

セーフラインにおける対応の正当性を確保・維持するためには、対象とする違法情報、有害情報の範囲、判断基準、手続等について、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて、幅広く意見を聴いた上で適切に定めることが求められる。したがって、本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて適宜見直し等を行うものとする。

本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット利用者、プロバイダや電子掲示板の管理者等、セーフライン事務局、専門家等から構成されるアドバイザリーボードにおいて継続的に検討を続けるものとする。

アドバイザリーボードは、定期的に、本ガイドラインの運用状況、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等を踏まえて、本ガイドラインの内容、運用等について検討を行い、必要があると判断した場合には、本ガイドラインの改定その他の必要な措置を講じるものとする。

1 <参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

整理番号
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

SIAセーフライン
連絡先 (e-mail アドレス)
担当者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : (掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。	
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (児童ポルノ法) 第●条第●項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

※本通知に関する問い合わせは、上記のe-mail アドレス又はセーフラインのウェブサイト (<http://www.safe-line.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

2 <参考書式2【有害情報に関する対応依頼書】>

整理番号
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

SIAセーフライン
連絡先 (e-mail アドレス)
担当者氏名

【有害情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [サイト／電子掲示板／サーバ] 等に下記のとおり有害情報が掲載されていますので、当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。	
有害情報該当性の判断理由等	分類の種類	例) ①情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
	上記分類に該当すると判断した理由	例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条の7で譲渡等が禁止されているけん銃であることが〇〇から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は〇〇」とけん銃の譲渡等を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接的かつ明示的に誘引する情報であると判断。

※本通知に関する問い合わせは、上記のe-mail アドレス又はセーフラインのウェブサイト (<http://www.safe-line.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

<関係条文>

(刑法)

第八十条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第九十条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

第十十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第八十条又は第九十条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第七十八条

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第七十七条又は前条第二項の罪を犯したとき

は、四年以上の有期懲役に処する。

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売収した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七條 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十九條 人を昏酔させてその財物を盜取した者は、強盜として論ずる。

第二百四十一條 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

(民法)

第九十五條 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

第九十六條 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

第七百十條 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前條の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

第七百二十三條 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

第二條 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第七条

1 ～ 5 （略）

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

四 （略）

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という。）をしてはならない。

一 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。

二 人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。

四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

（売春防止法）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一・二 (略)

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(覚せい剤取締法)

第二十条の二 覚せい剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

(麻薬及び向精神薬取締法)

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第五十条の十八 第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は向精神薬に関する広告について準用する。この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

(大麻取締法)

第四条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

2 (略)

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

1～14 (略)

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（[大麻取締法](#)（昭和二十三年法律第二百二十四号）に規定する大麻、[覚せい剤取締法](#)（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、[麻薬及び向精神薬取締法](#)（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びに[あへん法](#)（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

第七十六条の五 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

第七十六条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知し

なければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二条第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨（第一号に掲げる場合にあっては、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。

一 厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合
当該検査を受けるべきことを命ぜられた者

二 都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行った場合
都道府県知事

7 都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六条の六の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のもので認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

第七十六条の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告（次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

第七十六条の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最小分量に限り、収去させることができる。

2 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

七～九 (略)

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十三 (略)

二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十五 (略)

2 (略)

(犯罪による収益の移転防止に関する法律)

第二十七条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十五号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提

供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)

第五条 携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、契約者の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者（以下「譲受人等」という。）について、譲受人等の本人特定事項の確認（以下「譲渡時本人確認」という。）を行わなければならない。

2 (略)

第七条 契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。

2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない。

一 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 (略)

第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

第二十一条 自己が契約者となっていない役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 相手方が通話可能端末設備等に係る役務提供契約の契約者となっていないことの情を知って、その者から当該通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等を交付した者

二 第十条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成せず、又は虚偽の貸与時本人確認記録を作成した者

三 第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を保存しなかった者

2 相手方が第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反していることの情を知って、当該違反に係る通話可能端末設備等の交付を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項第一号の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(銃砲刀剣類所持等取締法)

第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等（第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の十において同じ。）を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

二 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

第三条の八 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同号に規定する業務の

ため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けすることができる者（以下「火薬類譲受け許可者等」という。）に当該けん銃実包を譲り渡す場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合

三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者（以下「火薬類譲渡し許可者等」という。）が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合

第三条の十 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該所持することができるけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合

二 第四条の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該許可に係るけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けてはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者

- 又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合
- 二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合
 - 三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包を譲り受ける場合

(爆発物取締罰則)

- 第一条** 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第三条** 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第四条** 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第五条** 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

(武器等製造法)

- 第二条** この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。
- 一 銃砲（産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。）
 - 二 銃砲弾（銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含み、[クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#)（平成二十一年法律第八十五号）[第二条第一項](#)に規定するクラスター弾等（次号において「クラスター弾等」という。）を除く。以下同じ。）
 - 三 爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第十六号）[第二条](#)に規定する対人地雷を除く。以下同じ。）
- 四 ～ 六 （略）
- 2 （略）
- 第三条** 武器の製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 第四条** 武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他経済産業省令で定める場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

([クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#))

- 第二条** この法律において「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。
- 2 この法律において「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するように設計された砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 地雷
- 二 専らミサイルその他の物体を空中において破壊するように設計されたもの
- 三 十個未満の子弹（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）のみを内蔵するもの
 - イ それぞれの子弹の重量が四キログラムを超えるものであること。
 - ロ それぞれの子弹が殺傷又は破壊の対象となる単一の対象を探知し、かつ、その対象を殺傷し、又は破壊するように設計されているものであること。
 - ハ それぞれの子弹が主要な起爆装置のほかに、それぞれの子彈自体を自動的に破壊するための電子式の装置を内蔵するものであること。
 - ニ それぞれの子弹が、爆発するために不可欠な電子式の部分品又は附属品の機能を自動的に失わせるための機能を有するものであること。
- 3 この法律において「子弹」とは、小型弾薬（地雷以外の弾薬であって、人の殺傷又は物の破壊のために使用されるもののうち、その重量が二十キログラム未満のものをいう。次項において同じ。）のうち、専ら砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬に内蔵されるように設計され、かつ、当該砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬から散布された後に爆発するように設計されたもの（専ら前項各号に掲げるものに内蔵されるように設計されたものを除く。）をいう。
- 4 この法律において「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら容器（複数の小型弾薬を収納し、当該複数の小型弾薬を散布するように設計されたものであって、航空機に取り付けられるものに限る。）に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたもの（ロケット弾、ミサイルその他の散布された後に推力を得るための推進薬を使用するものを除く。）をいう。

（銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律）

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

（臓器の移植に関する法律）

第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは

移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれない。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）（東京都条例を例として掲載）

第五条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2 ～ 4 （略）

※痴漢行為を規制する全国47都道府県の条例の規定のうち、東京都のものを参考として示した。

（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）

第一条 （略）

第二条

1～3 （略）

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

以下（略）

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第四条 何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りではない。

一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用

権者に送信する行為

第八条以下（略）

（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

第一条（略）

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

（私事性的画像記録提供等）

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 （略）

5 （略）

第四条以下（略）